

第3章 審査基準

1 審査の基本

(1) 審査

- ア 審査は、「行政手続法に基づく危険物設置許可等の審査基準」に基づき厳正に審査すること。
- イ 審査期間は、標準処理期間以内に完了し、同期間内に申請者に承認、許可、認可、完成検査済証等の交付をしなければならない。
- ウ 申請書及び添付文書に誤記、不足等の不備があり、補正を要する場合は、この審査に係る標準処理期間を、停止する。なお、土日祝祭日等の期間は含まないものとする。

(2) 参考文献

- ア 審査に関する技術上の基準を示した参考文献は、次のとおりとする。
- イ 東京法令出版の「図解危険物施設基準の早わかり①②③④」を参考とする。
- ウ 東京法令出版の「10訂版危険物法令の早わかり」を参考とする。

2 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの審査

(1) 審査基準

法第10条ただし書及び規則第2条によるものとする。

(2) 承認審査

- ア 原則として、仮貯蔵又は仮取扱いの申請は重複しないものであること。
- イ 具体例として、仮貯蔵申請における、同一場所での取扱いは、仮貯蔵とする。また、仮取扱いにおける仮貯蔵も同様とする。
- ウ 同一場所において、作業上やむを得ず10日間を超えて仮貯蔵又は仮取扱いを行う場合については、承認はされないものであること。ただし、承認の申請が、作業を区切り、改めて承認の申請があるときはこの限りでない。
- エ 地下貯蔵タンク等の点検に係る貯蔵又は取扱いについては、仮貯蔵又は仮取扱いの申請は不要であること。

3 危険物製造所等の変更工事

(1) 変更工事に係る事務の取扱い

危険物製造所等で行われる変更工事における事務処理は、法に定めるものを除くほか別に定める「稻沢市消防本部製造所等において行われる変更工事の事務取扱要領」に基づく、別添2に示す「確認を要しない変更工事等の具体的な例示」によること。(い)

(2) 変更工事と申請等の種類

ア 許可を要する変更工事

危険物製造所等の改修等が、法第10条第4項に基づく危険物製造所等の位置、構造及び設備等に影響するため、法第11条第1項に基づく「変更許可申請を要する変更工事」とする。(い)

イ 確認を要する軽微な変更工事

(ア) 危険物製造所等の改修等が、単なる部品の取替え等メンテナンスに過ぎないようなものは、変更許可を要しないが確認を要するので、資料の提出を必要とする「軽微な変更工事（以下「変更工事届」という。）」とする。（い）

(イ) 施設範囲外等、危険物製造所等と無関係な設備に係る改修、追加等は、原則として変更工事届を不要とするが、位置、構造、設備等に影響が出るおそれがある場合は、変更工事とする。（い）

ウ 確認を要しない軽微な変更工事

部品の取替えが軽微なものは、法第10条第4項に基づく危険物製造所等の位置、構造、設備等に影響がなく確認を要しないので、資料の提出を要しない「軽微な変更工事」をいう。（い）

(3) 変更工事の区分

ア 増設

危険物製造所等に新たに機器、装置等の設備を設置することをいう。（い）

イ 移設

危険物製造所等を構成する機器、装置等の設置位置を変えることをいう。（い）

ウ 改造

現に存する危険物製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器、装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。（い）

エ 取替え

危険物製造所等を構成する機器、装置等を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、前項の改造に該当するものを除く。（い）

オ 補修

危険物製造所等を構成する機器、装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいう。（い）

カ 撤去

危険物製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。（い）

(4) 変更工事等の範囲

ア 機器の増設（新設）及び取替え（い）

(ア) 危険物の取扱いがある場合は、変更許可とする。

(イ) 危険物の取扱いがない場合は、変更工事届とする。

イ 設備のレイアウト変更

(ア) 危険物の取扱いがある変更は、変更許可とする。

(イ) 危険物の取扱いがない変更は、変更工事届とする。

ウ 機器の撤去

(ア) 指定数量以上の危険物の取扱いがある機器の撤去は、変更許可とする。

(イ) 指定数量未満の危険物の取扱いがある機器の撤去は、変更工事届とする。

(ウ) 危険物の取り扱わない機器の撤去は、変更工事届とする。

(5) 設置又は変更の許可の変更に係る手続

危険物製造所等の設置工事又は変更工事における、設置許可申請又は変更許可申請及び仮使用承認申請並びに完成検査申請は、別に定める「稻沢市危険物製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続」（別添3）により指導するものとし、基本的な考え方は次の例のとおりとする。（い）

ア 設置許可の計画変更により、一部変更を行う場合（設置許可の変更）

設置許可 → 計画変更（変更許可） → 設置完成検査

- イ 変更許可の計画変更により、一部変更を行う場合（変更許可の変更）
 - 変更許可 → 計画変更（変更変更） → 元許可の完成検査
- ウ 変更許可の計画変更により、複数の一部変更を行う場合（複数に分けて変更）（い）
 - ※ 原則として、期毎の完成検査を行う。
 - 変更許可（1期工事） → 完成検査
 - 変更許可（2期工事） → 完成検査
 - 変更許可（3期工事） → 完成検査
- エ 変更の許可と軽微な変更工事を同時に1申請として同時に申請する場合
 - 変更の許可に係る部分と軽微な変更工事にかかる部分を、変更の内容又は工事計画書等に明確に記載し、関係書類を添付すること。
- オ 変更許可と品名数量等の変更届を同時に申請する場合
 - 変更許可申請書の危険物の欄には、変更後の品名数量等を記載すること。ただし、添付書類として、変更前の品名数量等及び変更後の品名数量等を明確に記載した書類を添付すること。

4 危険物製造所等の変更許可に伴う仮使用承認

- (1) 審査基準
 - 法第11条第5項ただし書及び規則第4条によるものとする。
- (2) 承認審査
 - ア 仮使用の承認範囲は、工事箇所及び工事を行うのに必要な部分以外の部分であること。（い）
 - イ 複数変更工事に伴う仮使用の承認申請は、同手続の例によること。（い）
 - ウ 仮使用の承認の取扱いについて
 - (ア) 取扱所において変更許可による工事を行う場合、工事期間中、操業及び営業を停止する等、危険物の取扱いが一切ない場合は、仮使用の承認は必要がないものとする。
 - (イ) 貯蔵所において変更許可による工事を行う場合、工事期間中、危険物の貯蔵及び取扱いが一切ない場合は、仮使用の承認は必要がないものとする。ただし、タンクを有する場合、タンクの中に危険物を貯蔵したまま工事を行い、完成検査済証が交付されるまで、安全な危険物の貯蔵が行われ、かつ、危険物の取扱いが一切ない場合は、危険物の貯蔵がないものとみなし、仮使用の承認は必要がないものとすることができます。（い）

5 危険物製造所等の区分等（い）

- (1) 区分
 - 危険物の設置又は変更許可を行う場合は、危険物製造所等の区分を明確にして申請するよう指導すること。（申請図面に明示すること。）（い）
 - ア 配管を有する場合の区分の例
 - (ア) サービスタンクの「入」まで
 - (イ) 建屋の「入」まで
 - (ウ) ポンプの「出」まで
 - (エ) 「フランジ」「バルブ」「可撓管（フレキシブル配管）」等で区分し明示すること。（い）
 - イ 保有空地を伴う場合の区分（い）
 - 保有空地の範囲及び幅員を記入し明示すること。
- (2) 危険物の貯蔵及び取扱数量
 - ア 消費量（ボイラ等）
 - (ア) 消費制御装置等により実働消費量が明確な場合
 - 実働消費量 × 稼働時間 で算出する。（い）

(イ) 実働消費量が不明確な場合

MAX × 稼働時間 で算出すること。 (い)

イ 基準を超えない範囲であれば概略の整数指導でもよいものである。

例 2, 980. 5ℓ → 3, 000ℓ

ウ 非常用電源の消費量

(ア) 発電時間は、想定される稼働時間を勘案すること。不明な場合は、原則として3時間とする。

(イ) 時間消費量は、MAXとする。

MAX × 3時間 で算出すること。 (い)

6 構造設備明細書に記入する建築面積 (い)

(1) 床面積

床面積は、建基令第2条による床面積を記入する。

(2) キヤノピ一等

(ア) キヤノピ一の床面積は、100%として算定する。

(イ) 庇の床面積は、1mを減じて算定する (1m以上突出した場合)。 (い)

7 設置者等の氏名等変更の届出

(1) 設置者等の変更 (い)

設置者等の住所及び氏名等に変更があったときは、遅滞なく届出書を提出すること。

(2) 届出を要する事案及び様式 (い)

譲渡又は引渡については、両者間において（売買等）が生じるため、届出には売買契約書又は登記簿等の証明の添付が必要とする。

※ 危険物製造所等譲渡又は引渡届出書（省令様式第15号）

ア 設置者の名称等の変更については、株式等の利権に変更がなく、会社内部の人事に関与し、代表者が変更したもの等をいう。

※ 危険物製造所等設置者等住所氏名名称変更届出書（規則様式第13号）

イ 使用者の名称等の変更については、設置者に変更はなく、賃貸契約等により使用者等が変更したもの等をいう。

※ 危険物製造所等設置者等住所氏名名称変更届出書（規則様式第13号）

(3) 届出 (い)

届出は、危険物製造所等毎に必要とする。従って、複数の場合には関係する部分を別紙として添付してもよい。 (い)

8 危険物保安監督者等

(1) 選任基準

危険物製造所等において危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任する基準については、次によるもののほか、別添4に示す「危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等」によるものとする。 (い)

(2) 危険物保安監督者

ア 選任を必要とする危険物製造所 (い)

政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める危険物製造所等以外の危険物製造所等 (い)

イ 資格

(ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物の危険物取扱者免状を有すること。

(イ) 危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）を受講していること。（い）

(3) 危険物取扱責任者

ア 選任を必要とする危険物製造所等（い）

政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める危険物製造所等（い）

イ 資格

(ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物の危険物取扱者免状を有すること。

(イ) 危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）を受講していること。（い）

9 政令第23条による基準の特例

(1) 特例の適用

ア 特例の適用を受けようとする場合は、危険物製造所等の許可申請に、別に定める「特例願い」を添付するものとし、特例を願い出る理由を明確にした上で許可申請すること。

イ 代替設備を設ける特例については、必要に応じ、仕様書、計算書等を添付すること。

(2) 承認

政令第23条の特例を適用する許可は、消防所見等の承認を受けること。（い）